

一般社団法人日本ロボット学会 欧文誌委員会規程

2011年11月15日理事会制定

(設置)

第1条 本会定款第42条により欧文誌委員会を置く。

(目的および業務)

第2条 欧文誌委員会(以下委員会という)は欧文誌を発行することを目的とし以下の業務を行う。

- (1) 編集の企画、立案
- (2) 投稿論文(full paper, short paper, survey 等)の査読
- (3) その他欧文誌の発行に関する事項

(委員長および副委員長)

第3条 委員会に委員長および副委員長各1名を置く。委員長は本会定款第42条3項により、理事会の決議を経て理事の中から会長が委嘱する。副委員長の委嘱もこれに準じる。委員長および副委員長の任期は1年とする。

(委員)

第4条 委員会は会員の中から選ばれた20名以内の委員によって構成する。委員は委員長が推薦し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。委員会に幹事若干名を置くことができる。幹事は委員長が委員の中から選び委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。

(招集)

第6条 委員会は委員長が招集する。

(欧文誌編集・査読小委員会)

第7条 委員会は、第2条1および第2条2の業務のために委員会の下に欧文誌編集・査読小委員会を置く。小委員会に小委員長1名を置き、小委員長は欧文誌の Editor-in-Chief (編集長)としての責任を負う。小委員長は欧文誌委員会が推薦し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。任期は5年とする。欧文誌編集・査読小委員会規則を別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、欧文誌理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2011年11月15日から実施する。